

地域福祉センターに関する 検討事項について

令和 4 年 5 月 2 7 日
神戸市企画調整局参画推進課

地域福祉センターに関する検討委員会について

設置の趣旨

神戸市内で概ね小学校区に1箇所設置している地域福祉センターは、時代の変化に伴い、管理運営の担い手不足や利用者の固定化、施設の老朽化などの課題を抱えている。これらの課題を踏まえて、今後の地域福祉センターをどのように活用していくべきか検討する。

テーマ

今後の地域福祉センターに求められる役割と管理運営のあり方

令和3年度地域活動の場づくりに関するワーキンググループ最終報告書

○地域福祉センターの現状と課題

- ・利用率が低い原因としては、利用イメージの固定化、施設管理機能の低下、場所や設備が利用者のニーズに合っていない、貸館時の「収益事業」や「営利目的の事業」の位置づけがあいまいなどが考えられる。
- ・管理者であるふれあいのまちづくり協議会の構成員は概ね各団体の代表者であり負担が大きい。

○方向性

- ・愛称募集等によりイメージの更新や、空き時間に幅広い世代の利用を増やしていく工夫が必要
- ・「収益事業」の実施や「営利目的の利用」にも柔軟に対応できるような規約や、他団体に地域福祉センター管理を再委託できるような仕組みも検討する

○管理運営・活用のアイデア

- ・地域福祉センターの活用のためには、多様な利用方法を提案することや、鍵の遠隔管理システム等を活用し、事務負担・管理負担の軽減にも取り組むことが必要
- ・これまでの「地域福祉」という固定化されたイメージを変えるためには、愛称を募集する、「しごと」の生まれる場所にするなどの役割の転換も有効ではないか。

○実現に当たっての留意事項

- ・今後、地域福祉センターのあり方を検討する際には全市一律ではなく、複数の管理、運営方法の中から選択できるようにすべきである。
- ・空き家や空き地を含む民間施設の利活用も含めて、地域活動の場を多彩に広げていってもらいたい。

3

地域福祉センターに求められる役割と管理運営のあり方

- 地域福祉センターは主に高齢者への地域福祉サービスの拠点として役割を果たしてきた。
- 一方、孤独・孤立、子どもの貧困など地域課題は多様化しており、コロナ禍により、つながりの希薄化が進行している。



- 多世代・多様な団体や個人が交流できる拠点として活用することにより、これらの課題の解決の一助になるのではないか。
- 小学校区に概ね1箇所設置しているという利点を生かし、より多くの団体・個人の活動の場として利用できるのではないか。



- ① 地域福祉センターをより効果的に活用する方法はないか
- ② 多様な団体・個人の利用促進に適した管理運営方法はないか
- ③ ①②を実現可能とするために、どのような制度の改善が必要か

4

地域福祉センターの概要

○地域福祉センター（以下「センター」という。）は、ふれあいのまちづくり協議会（※）（以下、「ふれまち協」という。）の活動拠点として設置された施設。

- ・設置基準：概ね小学校区に1施設
- ・施設数：194施設

【内訳】公の施設 189施設（単独建物：104施設、合築建物：85施設）
民間地域福祉センター 5施設

- ・管理方法：指定管理者制度方式

- ・指定管理者 ふれあいのまちづくり協議会
- ・指定管理料 平均150万円（名称：運営交付金）

※指定管理料には人件費は含まれていない。各ふれまち協では利用者からの運営協力金により自主財源を確保し、必要に応じて当番手当に上乗せしている。

※地域特性やふれまち協の運営方針により、予約方法や想定している利用者について施設ごとに運用が異なる。

ふれあいのまちづくり協議会（以下、「ふれまち協」という。）は、地域福祉の向上を図るため、地域団体の代表者等により自主的に組織された協議会。センターその他の施設を活用し、地域福祉活動を実施する。

地域福祉センターの一例（単独建物）

○竜が台地域福祉センター（須磨区）



1階地域活動コーナー



調理室



地域福祉センターの一例（合築建物）

○鶴甲地域福祉センター（灘区）



小学校全体 航空写真



- ・教室棟 1 階の一部が地域福祉センター
- ・学校の正門とは別に地域福祉センター用の通用門あり
- ・入口も地域福祉センター単独のものを設置

地域福祉センターの主な利用用途と実施主体、所管局

利用用途	センターにおける主な実施主体	助成制度所管局
高齢者ふれあい喫茶	ふれまち協	企画調整局
健康福祉講座・学習会	ふれまち協	企画調整局
世代間交流活動	ふれまち協	企画調整局
子育てサークルづくり	ふれまち協	企画調整局
ひとりぐらし高齢者ふれあい給食	民生委員児童委員協議会、婦人会等	福祉局
地域拠点型一般介護予防事業	婦人会等	福祉局
体操・茶話会等の高齢者のつどいの場	任意団体等	福祉局
こども食堂・学習支援	ふれまち協又はその構成団体等	こども家庭局
エコタウンまちづくり	ふれまち協	環境局
防災福祉活動	防災福祉コミュニティ（※）	消防局
ふれまち協構成団体等の集会	各地域団体	なし
趣味の集い（囲碁、民謡等）	地域住民のグループ	なし

※防災福祉コミュニティ・地域の自治会や消防団などで組織された、概ね小学校区単位の自主防災組織。市内全域の192地域で結成され、ふれあいのまちづくり協議会がその役割を兼ねている地域もある。

地域福祉センターの利用者の傾向

- 開館日数は年間約300日、1日あたりの利用者は1センターあたり約30名
- 60代以上の利用者が87.2%。利用者が固定化の傾向にあるセンターもある

利用者数の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数（人）	1,686,046	1,500,794	628,841
1センターあたり	8,781	7,776	3,258
開館日数（日）	58,090	52,210 ※	46,862 ※
1センターあたり	308	276	247
1日あたりの利用者数	29	28	13

※令和元年度と令和2年度は市による閉館の影響がある（閉館期間：令和2年3月3日～5月18日）

年齢層別利用者数	年齢	20代未満	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	未記入
人数（人）		32	99	69	164	467	1,399	953	51
割合（%）		1.0	3.1	2.1	5.1	14.4	43.3	29.5	1.5

※令和元年度センター利用者満足度調査の回答者

9

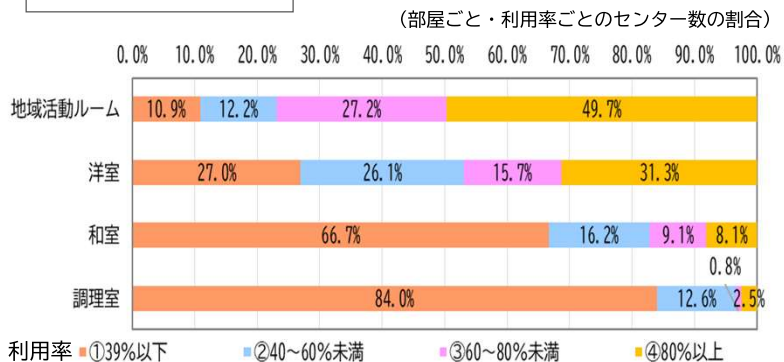
地域福祉センター施設の利用状況

- 指定管理者（ふれまち）と神戸市との協定書で、利用を認めない場合について列挙（全市一律）。
- 地域活動ルームは約半数（49.7%）の施設が8割以上の利用率。和室や調理室は利用率が低い施設が多い。

利用の制限

- (1) 個人的な専用利用
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教活動又は政治活動のための利用
- (4) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 建物又は附属物をき損するおそれのある利用
- (6) 前各号に定めるもののほか、その利用が不相当と認められるもの

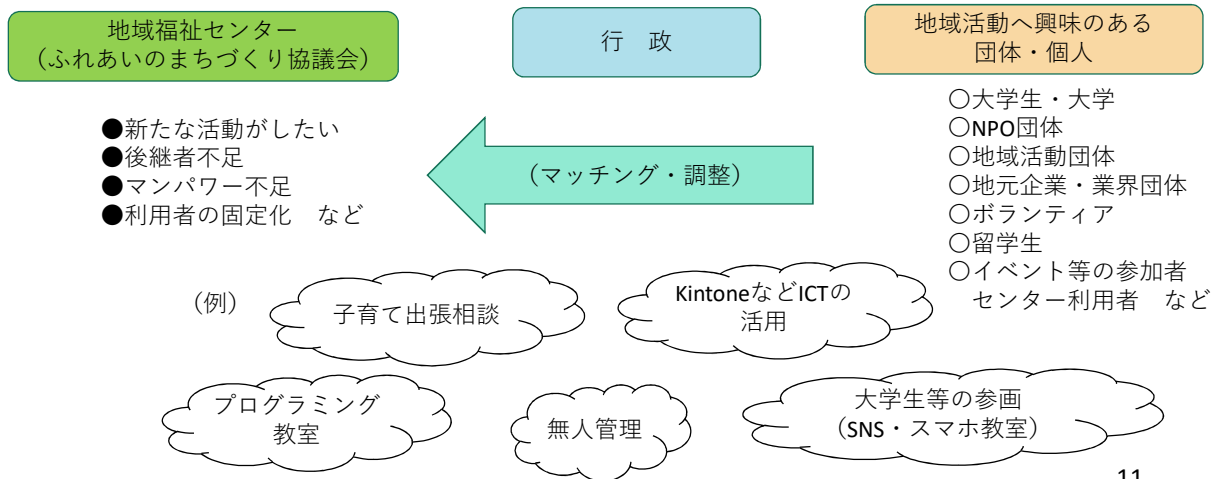
各部屋の利用率の割合



10

地域福祉センターの活用促進に向けたモデル事業の実施（イメージ）

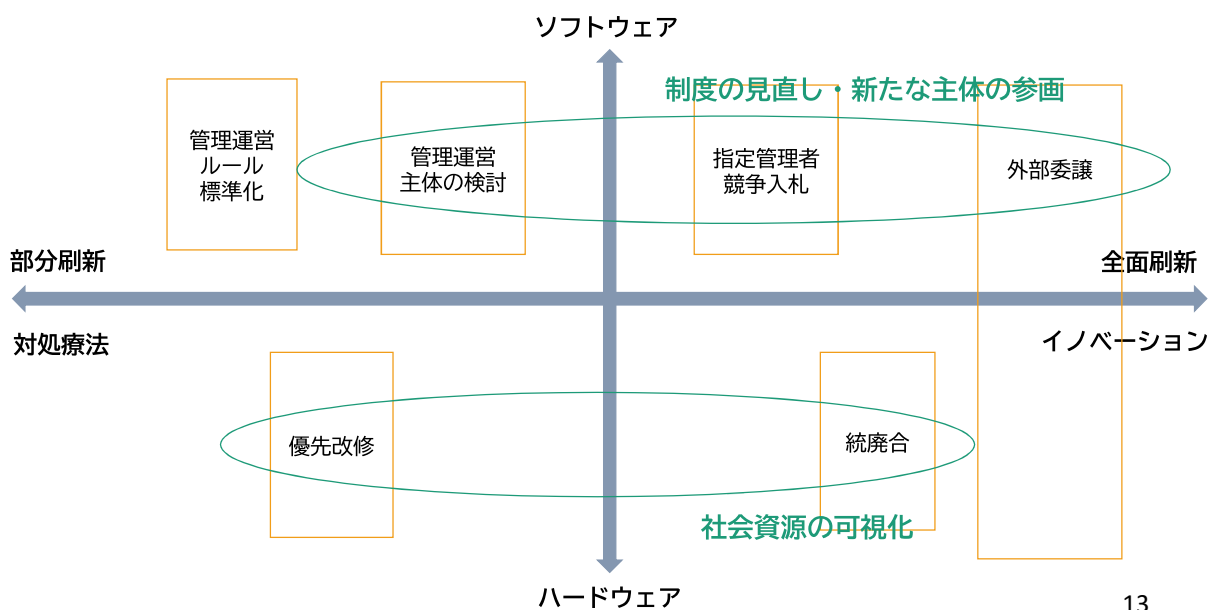
- ふれあいのまちづくり協議会の抱える課題やニーズについて、多様な団体や個人の参画を得ながら地域福祉センターの活用を促進していく
- あわせてICT技術等を活用するなど、新たな運営管理や管理負担の軽減について検討していく



市民活動に利用できる施設の管理運営方法

所有者・財産の位置づけ		管理運営方法	管理運営者
神戸市 所有	公の施設	直営	市
		指定管理者制度	指定管理者
	普通財産	委託	受託事業者
		貸付（賃貸・使用貸借）	民間
民間所有		個人又は民間団体による自主運営	民間

公の施設の見直しにかかる視点と方向性（例）



13

センターの耐用年数について

- センターは、2037年より耐用年数を超える施設が急増するため、公の施設として維持していくためには財政負担平準化・建物長寿命化が必須。
- 一方、将来の財政状況や少子高齢化による人口減少の影響を踏まえると、公の施設として維持できるかどうか。
- 人口減少やデジタル化の進行により、活動に要する施設数や地域資源が変化する可能性がある。



- ①センターについて、財産の種類（行政財産・普通財産）や施設の管理運営主体の変更、実施事業の拡大による収益確保により施設の持続化を図れるか
- ②エリアごとの集会所機能や施設配置をどのように考えるか
(必要な施設に人的・財政資源を集約するという考え方はないか)

14

地域福祉センターの築年数

- 現在のセンターは長期保全計画で65年以上使用する予定（大規模改修が前提）
- 同年代に建築された施設が多く、耐用年限を迎える時期が重なる

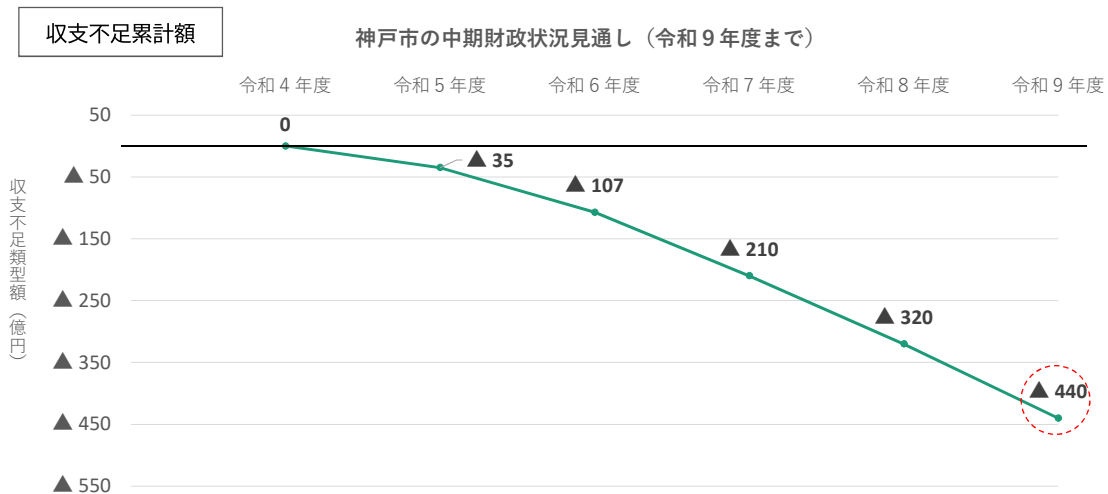
築年数		50年以上	40年以上 ～50年未満	30年以上 ～40年未満	20年以上 ～30年未満	10年以上 ～20年未満	10年未満	合計
設置数		9	55	51	65	4	5	189
単独施設		1	21	34	41	2	5	104
合築 (重複あり)	児童館併設	5	18	7	11	2	0	43
	保育所・幼稚園併設	2	4	0	0	0	0	6
	小学校併設	2	5	0	2	0	0	9
	市営住宅併設	0	7	7	9	0	0	23
	その他市有施設	3	5	1	5	0	0	14
	市有施設以外	0	5	1	5	0	0	11

老人いこいの家を転用した施設や合築施設が多い

単独で新築した施設が多い

神戸市の中期財政状況見通し

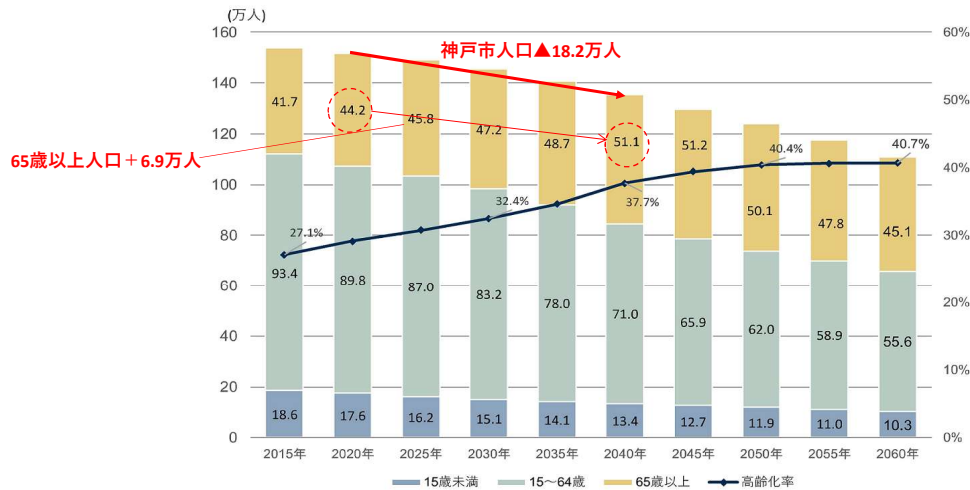
- 現時点で想定する一定の条件を前提に試算した結果、何ら対策を講じなければ、令和9年度には累計440億円の不足が生じる見通し



令和4年度神戸当初予算の概要より企画調整局作成

神戸市の人口の推移と見通し

- 2020年と比較すると、2040年の神戸市人口は18.2万人減少して135.5万人、2060年には111.0万人になる見通し
- 高齢者人口は2040年には約6.9万人増加、高齢化率は37.7%に達する見通し



(注) 2015年の年齢三区分別人口は、年齢不詳を按分した値である。
 (資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
 (2020年3月推計・神戸市人口ビジョンより抜粋)

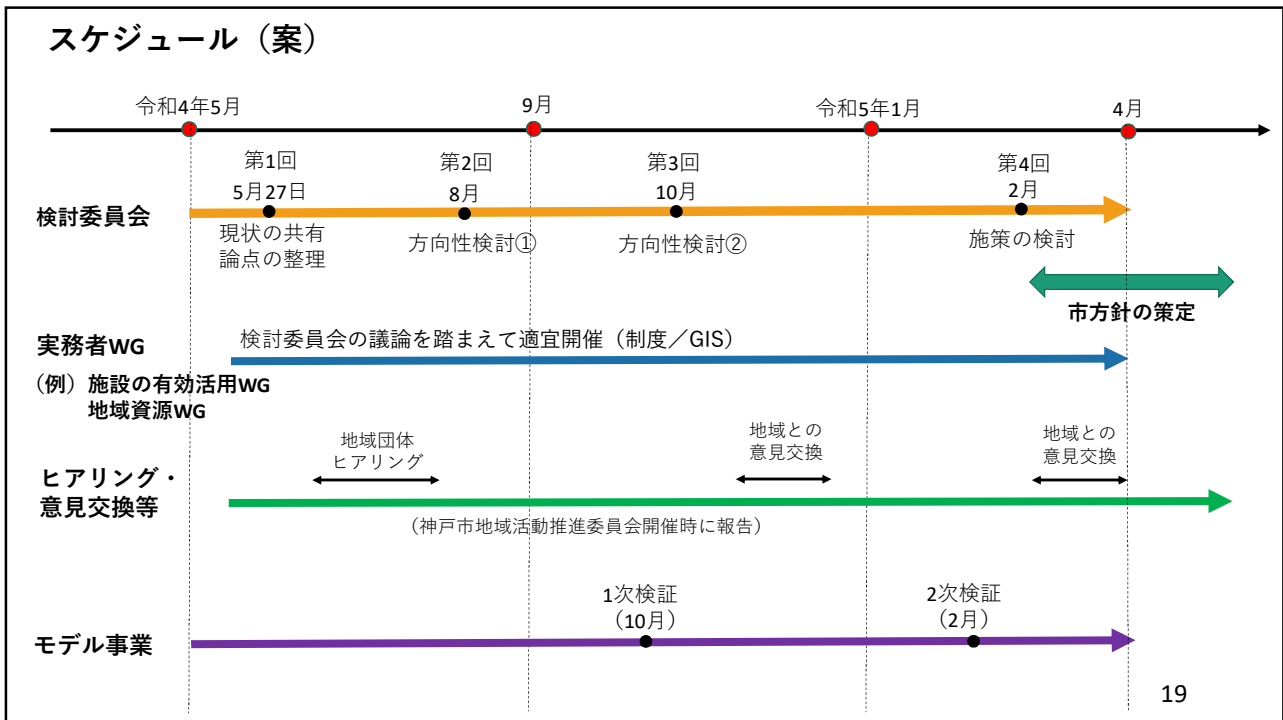
17

本日の議題

○本検討委員会における論点と方向性

○次回に向けて

18



参考 1 地域福祉センターの経緯

1969 (昭44) 年度 神戸市立老人いこいの家条例制定

1977 (昭52) 年度 神戸市民の福祉をまもる条例

1985 (昭60) 年度 しあわせのまちづくり事業モデル実施
 新設予定の「老人いこいの家」に地域福祉活動コーナー等の機能を付加し、新たに「地域福祉センター」の呼称を用いることとした。

1986 (昭61) 年度 高倉台 (須磨区)・桃山台 (垂水区) で地域福祉センター開設

1988 (昭63) 年度 しあわせのまちづくり事業からふれあいのまちづくり事業へ名称変更

1990 (平2) 年度 神戸市ふれあいのまちづくり条例制定
 →地域福祉センター整備の全市的展開
 (老人いこいの家を転用した施設は62施設)

2005 (平17) 年度 地域福祉センターに指定管理者制度を導入

20

参考2 令和3年度地域福祉センター現状調査結果

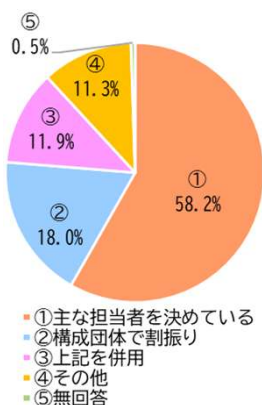
○ふれまち協の活動としての管理運営（ボランティアベース）

- ・運営交付金には人件費は含まれておらず、1日1000円程度の当番手当を計上している。
- ・各ふれまち協では運営協力金により自主財源を確保し、必要に応じて当番手当に上乗せしている

管理当番の分担

担当者が所属する団体

- ①民生委員児童委員協議会 42.8%
- ②老人クラブ 41.8%
- ③自治会・町内会 39.7%
- 婦人会 39.7%
- ④個人 33.0%



当番手当の金額

- 1日2000円相当で設定している施設が約3割
- ・半日1000円 31施設 (16.0%)
 - ・1日2000円 17施設 (14.4%)

年額で構成団体へ委託（3～20万円）が4施設

運営協力金

他団体がセンターを利用する際に協力金の提供を依頼。平均収入は約30万円であるが、施設により差がある。

（例）地域活動ルームの半日利用

- ・1000円未満 56施設 (29.4%)
- ・1000円～1500円 79施設 (41.6%)
- ・1500円～2000円 45施設 (23.7%)

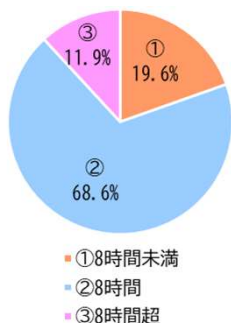
21

参考2 令和3年度地域福祉センター等現状調査結果

○施設の管理運営ルール

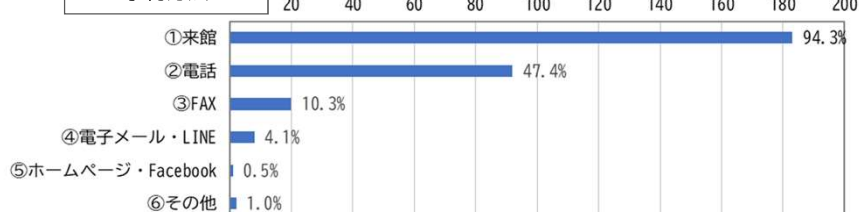
- ・地域特性やふれまち協の状況により、施設ごとのルールで管理運営がされている。
- ・予約方法や貸室の相手先など、神戸市における他の公の施設と異なる運用も多い。

開館時間



参考：条例で定める開館時間
9時～17時（8時間）

予約方法



貸室の相手先

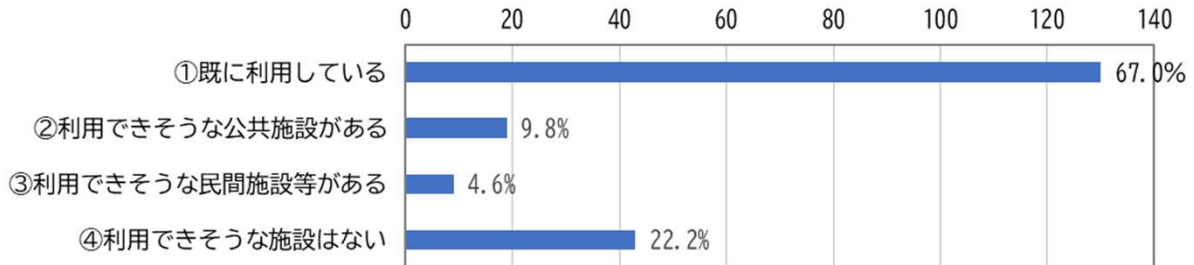
センターにより貸室の相手先が異なる。

広く利用を受付しているのは96施設（49.5%）であり、その他の施設はふれまち協の構成団体や地域住民主体の団体のみ利用を認めている。

22

参考2 令和3年度地域福祉センター等現状調査結果

○センター以外に利用できる施設の有無



具体的な施設の種類の種類

自治会館や集合住宅の集会所、幼稚園、小中学校、近隣の大学、児童館、区役所、区民・文化センター、福祉施設、NPOや事業所の施設、ショッピングセンター等の交流施設等

23

参考3 他都市における地域活動拠点施設の管理運営

No.	項目	神戸市（人口：約150万人）	名古屋市（約230万人）	熊本市（約74万人）	広島市（約120万人）	明石市（約30万人）
1	施設名称	地域福祉センター（公の施設）	コミュニティセンター（公の施設）	コミュニティセンター（公の施設）	地区集会所（普通財産） ※学区集会所と補完集会所の2種類	小学校区コミュニティ・センター（公の施設） ※別途中学校区単位も有
2	整備単位	小学校区	コミュニティ地区（概ね小学校通学区）	小学校区	原則1小学校区1施設	小学校区 ※各小学校内又は学校隣接地に設置
3	施設数	189館（250㎡程度）	242館（300㎡程度）	75施設（250㎡程度）	281施設 （学区集会所 200～267㎡ 補完集会所 100～170㎡）	28施設（200㎡程度）
4	管理運営	指定管理者制度（運営協力金制）	指定管理者制度（運営協力金制）	指定管理者制度（利用料金制）	使用貸借契約を締結	直営（内7施設は、一部業務を地域へ依頼）
5	管理者	ふれあいのまちづくり協議会	学区連絡協議会	地域コミュニティ運営委員会	集会所管理運営委員会	市（地域へ依頼している場合は校区まちづくり協議会）
6	開館時間	午前9時～午後5時を基準として指定管理者が運用 休館日：日曜・祝日	午前9時～午後10時の範囲内で、指定管理者が利用要領で規定 休館日：施設により異なる（管理者が決定）	午前9時～午後10時 休館日：日曜又は月曜・祝日	施設により異なる（集会所管理運営委員会が決定）	平日・土曜：午前9時又は午後3時～午後9時 日曜：午前9時～午後5時 休館日：月曜・祝日
7	利用状況（R2年度）	1日あたり利用者数平均23人	1日あたり利用者数平均24人	1日あたり利用者数平均20人	【参考】 1施設あたり利用回数約21.24回/月	1日あたり利用者数平均約44人
8	利用用途	高齢者向け給食会、福祉交流事業等	各種団体合会、講座、サークル等	地域づくり・地域福祉活動、趣味・教養活動等	地域の集まりなど	まちづくり活動や、スポーツクラブ21活動の拠点。また、自治会等公共的団体やボランティア団体、その他一般団体の使用。

24